

2015年度 民団文化芸術活動 助成金 応募要項

「民団文化芸術活動助成事業」は、韓国文化芸術活動を通じて在日同胞社会の文化振興を期し、またこれを伝承する活動を展開する在日同胞の文化芸術人の活動を側面から支援することを目的としています。

1. 対 象

在日韓国人の文化芸術人または構成員の多数が在日韓国人であるか、代表者が在日韓国人のグループが展開する文化芸術活動

2. 応募要件

- (1) 日本を拠点にして活動する個人またはグループ
- (2) 2015年3月から、2015年12月末日までの事業（または活動）
- (3) 目的が宗教や政治活動でないこと

3. 助成金額

件当たり 100万円以内

4. 申請方法

- (1) 申請書および募要項：民団公式サイトからダウンロード (<http://www.mindan.org>)
 - (2) 提出書類
 - ①申請書（所定様式①）
 - ②事業計画書（所定様式②）
 - ③活動経歴書（所定様式③）
 - ④その他、関係資料（任意）
 - (3) 留意事項
 - ①最近の文化芸術活動の実績がわかる資料（チラシ、プログラム等）
 - ②申請事業の内容を紹介する資料（CD、DVD、電子記録媒体、写真および関連記事など）
- ※すべての提出書類は、A4サイズで提出。但し、チラシ、プログラムなどは例外。

※CDやDVD、USBメモリーなど電子媒体での提出資料がある場合は、どちらか1種類のみとし、録音・録画時間10分以内でお願いします。（記録媒体には申請団体名および録音・録画年月日を明記して下さい）

※その他、審査の参考のために提出を希望する資料がある場合はお問い合わせ下さい。
※提出されたすべての書類および資料は返却できません。

5. 締め切り：2015年 6月26日（金）必着！

6. 送付先

〒106-8585 東京都港区南麻布1-7-32 韓国中央会館
在日本大韓民国民団中央本部 文教局
「文化芸術活動 助成事業 係」行き

7. 通知および助成金の支給

- (1) 本団公式サイトにて発表します。(8月下旬予定)
- (2) 選ばれたグループには、送金先などの確認書および事業実施後の報告書などを送付します。

8. 事業報告書の提出

助成事業に選定された事業は必ず事業報告書の提出が必要です。

- (1) 事業報告書（所定様式）
- (2) 収支決算報告書および領収証
- (3) 写真や広報物、関連記事など

～お問い合わせ～
民団中央本部文教局
☎ 03-3454-4615